



News P 2

News P 6

News P 8

高齢者が安心して暮らせるまちへ
介護保険に関するお知らせ

水害や土砂災害から命を守るために
避難情報をご確認ください

来て！見て！チャレンジ！
夏休み子ども体験講座



表紙 聴覚障がいのある中西先生から、1年を通して手話を教わる川合保育園の年長児。初回はあいさつや動物の手話を学びました。(5月29日)



伝えます。相続の知恵、遺言状。

相続・交通事故・離婚・借金・労働は 初回相談30分無料

..... 三重弁護士会所属 弁護士

石坂 俊雄 村田 正人 福井 正明 伊藤 誠基 森 一恵

創立49年 三重合同法律事務所 059-226-0451

〒514-0033 津市丸之内33-26 (津地方裁判所前) ホームページは、「三重合同法律事務所」で検索。

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。

高齢者が安心して暮らせるまちへ 介護保険に関するお知らせ



問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX229-3334

◆◆◆令和5年度の介護保険料

介護保険料の納入通知書を発送

令和5年度の介護保険料は、7月中旬に納入通知書によりお知らせします。なお、65歳以上の人への介護保険料(年額)は、今年度の市民税課税状況や合計所得金額などにより、13段階となっています。詳しくは納入通知書、または津市ホームページなどでご確認ください。

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。

「特別徴収」の仮徴収額を調整

4・6・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、8月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図ります。

「令和5年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の今年度8月の保険料額が、既に通知している額と異なる場合がありますが平準化によるもので
す。

「特別徴収」仮徴収額の調整例

例えば…

所得段階・保険料の年額が、以下に該当する人の場合

令和4年度

第6段階・9万2,960円

令和5年度

第8段階・11万6,200円

年 度	仮徴収			本徴収			第6段階 年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	

8月以降の保険料 の計算は…

$$\{年額11万6,200円-(4月分1万5,100円+6月分1万5,100円)\} \div 4 = 2万1,500円$$

※100円未満の端数がある場合、10月にまとめます。

普通徴収(納付書または口座振替)による納付

特別徴収の対象となる年金を受給していない人、または当該年金の受給額が年間18万円未満の人、当該年金を受給していても以下の事由に該当する人は、普通徴収になり納付書または口座振替により納

付します。※特別徴収の対象になる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金などで、基礎年金等の年間受給額18万円以上が条件になります。なお、老齢福祉年金は対象になりません。

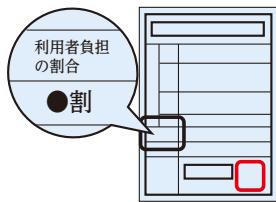
事由例	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳になって間もない人 ● 他市町村から津市へ転入して間もない人 ● 特別徴収対象年金の受給が始まつて間もない人 	<p>特別徴収対象の年金を受給してから、おおむね1年ほどで特別徴収に切り替わる見込みで、それまでは納付書での納付が必要です。なお、特別徴収が開始される前に別途お知らせします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険料の減額変更や、基礎年金番号の変更などで前年度途中で年金天引きが停止となった人 ● 年金受給権を担保に供している人 ● 特別徴収対象年金が停止または一部停止(減額)された人 	<p>一時的に普通徴収になりますので、納付書での納付が必要です。なお、特別徴収が開始される前に別途お知らせします。</p>

・・・介護保険負担割合証の発送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

要介護認定を受けている全ての人に介護保険負担割合証(水色)を送付していますが、有効期限が近づいてきたため、新しい介護保険負担割合証を7月中旬に発送します。介護保険サービスを利用した場合、1割(65歳以上で一定以上の所得がある人は2割または3割)が自己負担になります。

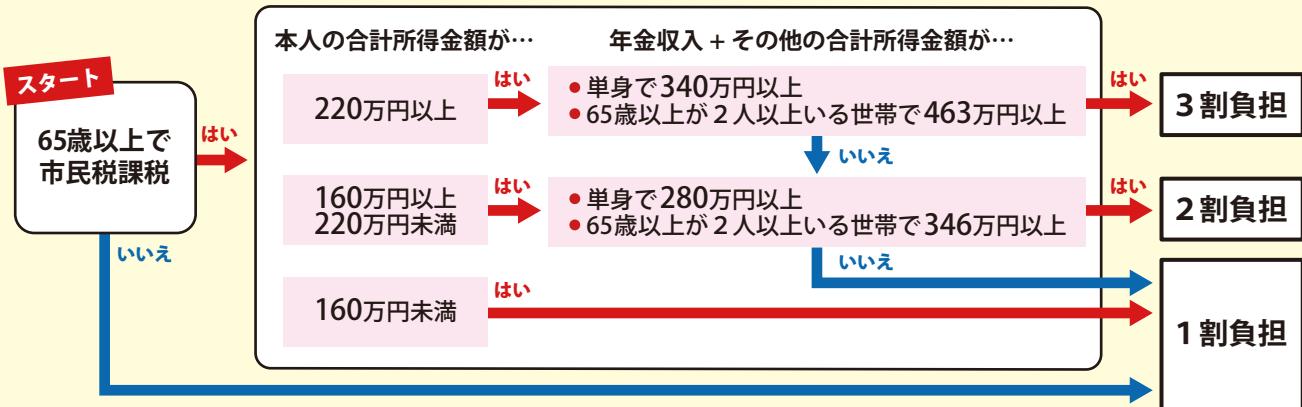
介護保険負担割合証には、サービスを利用する時

の利用者負担割合(1～3割)が記載されていますので、介護保険被保険者証(ピンク色)と一緒に、ケアマネジャーおよびサービス事業所へご提示ください。



介護保險負擔割合証

利用者負担の判定の流れ



・・・食費・部屋代の負担軽減(介護保険負担限度額)・・・・・・・・・・・・・・

介護保険負担限度額の申請

介護保険4施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する人の食費・部屋代は、本人の自己負担になりますが、低所得の人(住民税非課税世帯)は、申請により食費・部屋代の負担が軽減されます。ただし、一定額以上の預貯金などの資産を持っている人は対象になりません。

申請に必要なもの 負担限度額認定申請書、同意書、

預貯金通帳の写しや有価証券の評価概算額が分か
るもの(直近2ヶ月分、配偶者分も含む)、印鑑

申請前の確認事項 複数の預貯金口座等がないか、通

帳等の記帳をしてからコピーしているか、総合口座の場合は定期預金の利用がない場合もコピーしているか

※通帳の紛失による再発行や通帳の記帳をしてから
でないと受け付けできない場合があります。

食費・部屋代の負担軽減対象者判定の流れ



保険料についてお知らせします 後期高齢者医療制度

問い合わせ 保険医療助成課 ☎ 229-3285 FAX 229-5001



… 対象になる人 …

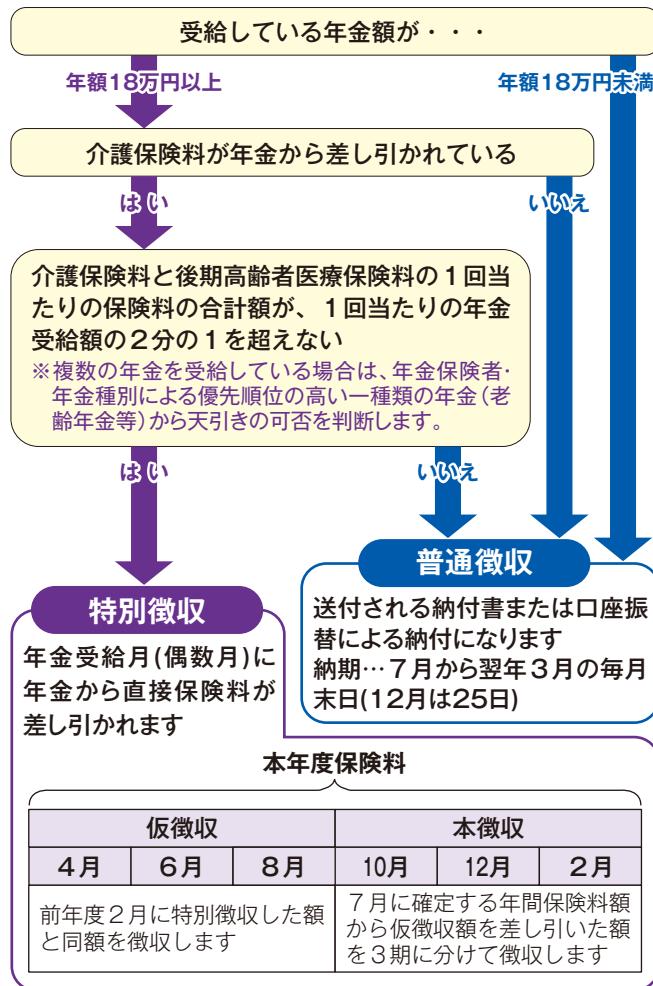
- 75歳以上の全ての人(生活保護受給者は除く)
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

令和5年7月31日までの認定証の交付を受けている被保険者が、今年度も対象となる場合、7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合から新しい認定証を被保険者の皆さんに発送します。

… 保険料の納め方 …

保険料は、年金からの天引きで納める特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りの納め方があります。7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書を送ります。



8月から保険証がピンク色に

後期高齢者医療制度では、保険証が1人に1枚交付されます。7月中に、三重県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証(ピンク色)が簡易書留で送付されます。



現在使っている若草色の保険証は、8月1日以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。

年度途中で特別徴収に切り替わる人

昨年6月～今年5月に75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人は、7月～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

納付方法を特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更したいとき

最初に金融機関に口座振替依頼書を、その後、市役所に納付方法変更申出書を提出してください。

10月分からの変更を希望する場合は、7月20日(木)までに手続きをしてください。それ以降は、申請の時期により変更時期が異なります。

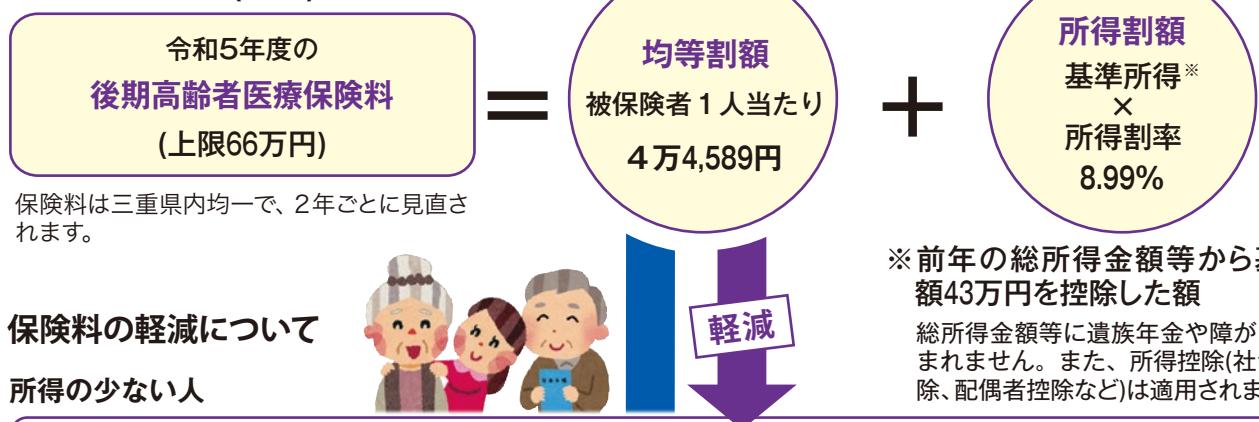
必要なもの 納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し

社会保険料控除について

普通徴収で支払った分は、支払った人に適用され、世帯の所得税や住民税が減額になる場合があります。特別徴収で支払った分は、本人にのみ適用されます。

・・・ 保険料の決め方 ・・・

津市の保険料額(年間)



均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の令和4年中の総所得金額等の合計額により、下表のとおり均等割額が軽減されます(65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除して判定)。

総所得金額等の合計が以下に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1))以下	7割	1万3,376円
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29万円×被保険者の数)以下	5割	2万2,294円
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+53万5,000円×被保険者の数)以下	2割	3万5,671円

*世帯は4月1日(4月2日以降に資格取得した人は資格取得日)時点での状況で判定されます。専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得特別控除は適用されません。雑損失の繰越控除は適用されます。

被扶養者だった人

後期高齢者医療制度に加入する前日において会社の健康保険など(国保や国保組合は除く)の被扶養者だった人は、均等割額が後期高齢者医療被保険者になってから2年間(24カ月)は5割軽減され、所得割額はかかりません。該当の人で保険料額が軽減されていない場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。

*所得の低い世帯に属する人の均等割額の7割軽減に該当する場合は、そちらが適用されます。

・・・ 保険料の減免・徴収猶予 ・・・

災害に遭った場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準じる程度)は、申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくは保険医療助成

課(減免については後期高齢者医療担当 229-3285、徴収猶予については保険担当 229-3161)、または各総合支所市民福祉課(市民課)にご相談ください。

自己負担額無料

後期高齢者健康診査

対象 令和5年8月31日までに後期高齢者医療被保険者となる人

受診券送付スケジュール 4月末時点の被保険者は6月下旬発送、5月以降に被保険者となる人は8月中旬以降順次発送します。

受診期間 7月~11月末

*詳しくは広報津6月16日号と同時期に配布した「令和5年度 がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。

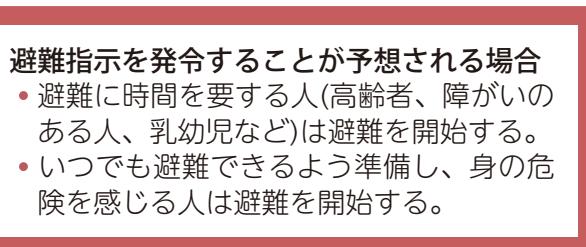
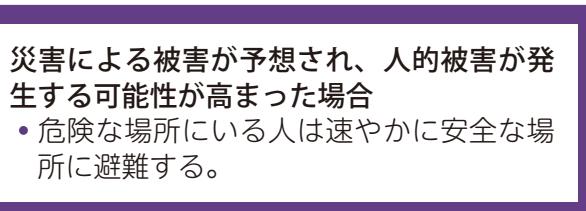
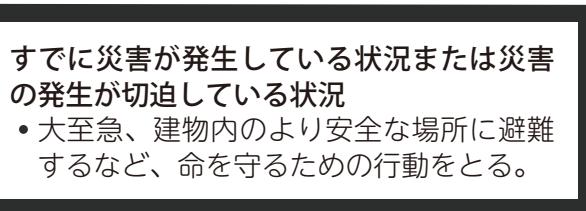
水害や土砂災害から命を守るために 避難情報をご確認ください



問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247

・・・(避難情報が発令されたら、避難行動を)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

災害発生時は常に避難情報を確認し、警戒レベル4の「避難指示」が発令されたら速やかに危険な場所から避難してください。また、避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人などは、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたら避難するようにしましょう。



4つの避難行動

1 安全な親戚・知人宅への避難

親戚や知人の家など、指定避難所以外の避難を検討する。

2 屋内安全確保

自宅で安全が確保できる場合、自宅2階などへの避難も検討する。

3 ホテルなど宿泊施設への避難

指定避難所以外にも宿泊施設への避難も検討する(宿泊料は自己負担)。

4 指定避難所への避難

検温など体調を確認し、マスク、消毒液、体温計を持参する(推奨)。

…もしもの時に備えて、事前に避難方法などを確認…

- 津市が作成しているハザードマップ等を見て「河川が氾濫した場合には何メートル浸水するのか」「土砂災害が起こりやすい場所ではないか」など、自宅や学校、職場など、よく立ちに入る場所で起こり得る危険を確認しましょう。
 - 大雨などにより、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(上階が浸水しない建物、川沿いでない建物など)に移動しましょう。
 - 外出する危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。
 - 津市では、右記の方法で避難情報の伝達を行いますので、事前に確認・登録し、ご利用ください。

ハザード
マップ等

災害時の避難情報の伝達方法

- ・同報系防災行政無線(地区単位で伝達)
 - ・津市防災情報メール
 - ・エリアメール・緊急速報メール
 - ・ファックス送信サービス
 - ・電話応答サービス
 - ・緊急告知ラジオ
 - ・津市ホームページ



津市防災 サイト

…・川の水位はインターネットで確認できます…

国や三重県は、インターネットで河川の状況を見ることができる「危機管理型水位計」「簡易型河川監視カメラ」を設置しています。水位情報や河川の状況は、国土交通省ホームページ「川の水位情報」からリアルタイムで確認することができます。



川の水位情報

公共交通を未来に残そう！ 路線バスをご利用ください



問い合わせ 交通政策課 ☎229-3289 FAX229-3336

路線バスは学生や高齢者をはじめ、車などの移動手段を持たない人にとって不可欠な交通手段です。

多くの人が乗り合うと、それぞれが車を使用するよりも排出されるCO₂が少なくなるので、環境に優しい乗り物といえます。しかし、路線バスの利用者

は減少傾向にあり、近年では廃止や減便となる路線
が出てきています。

路線バスを津市の未来に残していくためにも、ぜひご利用ください。

市内を走る路線バス

バスの種類	利用方法	運賃・割引制度など
三重交通バス	<p>乗るとき 後ろのドアから乗り、整理券を取る。ICカードの場合は、読み取り機にICカードをタッチする。</p> <p>降りるとき 降りたいバス停が車内放送されたら、降車ボタンを押す。運賃表示器で運賃を確認し、運賃箱に整理券とお金を入れ、前のドアから降りる。ICカードの場合は、読み取り機にICカードをタッチする。</p>	<p>乗車した距離により異なる</p> <p>小学生：半額(10円未満は切り上げ)</p> <p>1歳以上～小学生未満：半額(小学生以上の同伴者がいる場合、同伴者1人につき1人は無料)</p> <p>1歳未満：無料</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者や運転免許証返納者を対象とした割引あり ICカード利用による割引あり 各種定期券を販売 <p>※詳しくは三重交通(☎233-3501)へお問い合わせください。</p>
ぐるっと・つーバス	<p>乗るとき 後ろのドアから乗る(整理券なし)。ICカードの場合は、読み取り機にICカードをタッチする。</p> <p>降りるとき 降りたいバス停が車内放送されたら、降車ボタンを押す。運賃箱にお金を入れ、前のドアから降りる。ICカードの場合は、読み取り機にICカードをタッチする。</p>	<p>100円(1乗車)</p>  <p>市内を走る路線バスの一例</p>
津市 コミュニティバス	<p>地域やルートによって異なるため、詳しくは各総合支所地域振興課へお問い合わせください。</p> <p>Googleマップで経路を検索して、市内を走る路線バスや鉄道などの乗り継ぎが把握できます。ぜひご利用ください。</p>	<p>200円(1乗車)</p> <p>小学生：半額</p> <p>小学生未満：無料</p> <ul style="list-style-type: none"> シルバーエミカの提示で無料 定期券と回数券を販売 障がい者を対象とした割引あり

…・・・利用しよう！お得で便利な津市の交通サービス・・・・・・・・・

シルバーエミ力で高齢者の外出をサポート

市内に在住の65歳以上の人を対象に、津市オリジナル交通系ICカード「シルバーエミカ」を交付しています。このカードには、三重交通バスと、ぐるっと・つーバスで、1ポイント1円相当の乗車料金として利用できるポイントが年間2,000ポイントを上限に付与されます。また、カードの提示により津市コミュニティバスに無料で乗車できます。

詳しくは、高齢福祉課(☎229-3156)までお問い合わせください。

※シルバーエミカの交付にはマイナンバーカードが必要です。

地域住民運営主体型コミュニティ交通を支援

地域住民運営主体型コミュニティ交通事業は、路線バス、コミュニティバスなどが運行していない地域で、地域の皆さんのが運行時刻や行き先などを決定し、タクシーなどの運送事業者を利用して、自らが運営する事業です。

津市では、運行経費に対する一部支援などを行っていますので、詳しくは、交通政策課までご相談ください。



来て！見て！チャレンジ！ 夏休み子ども体験講座



問い合わせ 中央公民館 ☎228-2618 FAX229-5150 一身田公民館 ☎・FAX232-2108

片田公民館 ☎・FAX237-1513 南郊公民館 ☎・FAX234-5703

敬和公民館 ☎・FAX225-2325 倭公民館 ☎・FAX262-0485

△	教室名	内 容	と き	と こ ろ	対 象 (市内に在住・ 在学)	定 員 (抽選)	費 用	申込先
①	子どもマジック 体験	人気者になれるマジックを覚 えてみませんか。希望者には、 SNSへの投稿方法も教えます。	7月26日(水)13時 30分～15時30分	中央 公民館	小学3年生～中 学生	20人	300円	中央公民館 (〒514-0027 大門7-15 津セン ターパレス2階)
②	マジックキュー ブ作り	折り紙で不思議な立体を作 ろう！	8月1日(火)10時 ～11時	中央 公民館	小学3年生～中 学生	12人	300円	
③	SNSにひそむキ ケンと責任 (法テラス共催)	SNSの使い方を間違うとどう いう影響があるのか考えてみ ましょう(保護者の参観可)。	8月10日(木)13時 ～14時30分	中央 公民館	小学4年生～中 学生	30人	無料	
④	ドローン飛行の仕 組みを学び操縦を 体験する教室	パソコンを利用したバー チャル操縦と、室内で実際 に操縦をしてみませんか。	8月23日(水)13時 30分～16時	津市センター パレスホール	小学4年生～高 校生	20人	無料	
⑤	バルーンアート 教室	細長い風船で、動物や花な どを作って楽しみませんか。	8月2日(水)13時 30分～15時	一身田 公民館	小学3～6年生	20人	100円	一身田公民館 (〒514-0114 一身田町293-3)
⑥	陶芸教室	自分で土を練って、オリジ ナルの作品を作りましょう。	8月3日(木)9時 30分～11時	一身田 公民館	小学3～6年生	15人	1,000円	
⑦	ポーセリング教 室	デザインを考えて、世界で 1つだけのマグカップを作 りませんか。	8月3日(木)13時 30分～15時	一身田 公民館	小学3～6年生	20人	1,000円	
⑧	夏休み親子バル ーンアート教室	親子で一緒にバルーンアート の世界を楽しみましょう！	8月6日(日)9時 30分～12時	片田 公民館	小学生と保護者	10組 20人	900円	片田公民館 (〒514-0082 片田井戸町17-2)
⑨	子ども陶芸教室	陶器の制作を体験！自分好 みの絵柄に挑戦してみよう。	7月24日(月)9時 30分～11時30分 8月4日(金)9時 30分～11時30分	南郊 公民館 雲出市民 センター	小学生	各15人	1作品 500円	南郊公民館 (〒514-0819 高茶屋三丁目25-6)
⑩	親子手打ちそば 教室	そば粉をこねてつくる本格 的なそば作りに挑戦してみ ませんか。	7月26日(水)9時 ～12時 8月23日(水)9時 ～12時	雲出市民 センター	小学生と保護者 (保護者1人に つき子ども3人 まで)	各5組	1,500円	
⑪	キッドピクス (みんなで体を動 かしましょう)	音楽に合わせて体を動か して健康な体づくりをしま しょう。初めての参加でも 楽しく踊れます。	7月25日(火)13時 30分～15時30分 8月21日(月)9時 30分～11時30分	雲出市民 センター 南郊 公民館	小学生	各15人	無料	
⑫	夏休み子どもポ スター作り教室	課題に応じたポスターを講 師のアドバイスの下で制作 します。	8月1日(火)9時 ～12時	敬和 公民館	小学3～6年生	18人	無料	敬和公民館 (〒514-0015 寿町21-22)
⑬	倭そば打ち体験	倭で栽培した「倭そば粉」 で、地域の人と一緒にそば 打ちを体験！	7月29日(土)9時 30分～13時頃	倭 公民館	小中学生と保護 者(1組5人ま で)	8組	1,500円	倭公民館 (〒515-2622 白山町中ノ村581)

申し込み 直接窓口(返信用はがきを持参)または往復はがきで希望講座名

(⑨～⑪)は希望講座名と希望日)を明記し、郵便番号、住所、参加者全員
の氏名(ふりがな)・学校名・学年、電話番号を申込先へ ※ 1通につき

1人(1組)1講座のみ有効。津市ホームページからも申し込み可

※持ち物・準備物などは各問い合わせ先へご確認ください。

締め切り 7月14日(金)必着

HP 津市 令和5年度公民館講座





7月1日㈯から新たな交通ルールが施行されます 電動キックボード等のナンバープレートについて

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 ☎229-3331

道路交通法等の一部が改正され、電動キックボード等に対する新たな車両区分「特定小型原動機付自転車」が定義されました。この車両を所有する人は軽自動車税の申告をして、課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

なお、従来の課税標識が交付されている車両についても、要件に該当する場合は新ナンバープレートへの交換が可能です。申請書などの提出が必要となりますので詳しくはお問い合わせください。

ナンバープレートの交付開始日 7月3日(月)

該当要件(以下の全てを満たしていること)

- 原動機の定格出力が0.6キロワット以下
- 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下

• 最高速度が時速20キロメートル以下

※上記の基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車には該当しません。

軽自動車税種別割 2,000円／年

申告場所 市民税課または各総合支所市民福祉課(市民課)

申告に必要なもの 販売証明書または譲渡証明書

※買主または譲受人の住所・氏名、

売主または譲渡人の住所・氏名、

車台番号、メーカー名、定格出力、車体の長さ、幅、最高速度等の記載があるもの



おまかせ！セラピー

里山を歩くウェルネスウォーキング①

問い合わせ 美杉総合支所地域振興課 ☎272-8082 ☎272-1119

7/30日 9:00～15:00
霧山コース

森林セラピーとノルディックウォーキングのいいとこどりのイベントです。北畠氏ゆかりの霧山を歩いて、食べて、寝転がって元気になりませんか。

定員 先着10人



費用 4,000円(昼食代、
保険料を含む)

申し込み 電話で美杉総合支所地域振興課へ

申込期間 7月10日(月)～20日(木)



皆さんの力作をお待ちしています

出品作品募集！第18回津市美術展覧会

問い合わせ 文化振興課 ☎229-3250 ☎229-3344

11月18日(土)～26日(日)に久居アルスプラザで開催される津市美術展覧会に出品してみませんか。

出品部門 日本画、洋画、彫刻、工芸、写真、書の6部門

対象 平成23年4月1日以前に生まれた人で、以下のいずれかに該当する人

- 市内に在住・在勤・在学の人
- 市内にある文化団体に加入している人(事前に文化振興課へ登録が必要)

出品規定 自己の創意工夫により制作した未発表作品1人1点

出品料 1人500円(学生は出品申込書に学校名を記入すれば無料) ※搬入時に支払い

表彰 公開審査の結果、優秀な作品には市長賞・

市議会議長賞・市教育委員会教育長賞・岡田文化財団賞・奨励賞などを授与

作品の搬入 11月11日(土)・12日(日)9時30分～16時に久居アルスプラザへ ※個別に搬入の日時を指定します。

申し込み 出品申込書を直接窓口または郵送、ファックス、Eメールで文化振興課(〒514-8611 住所不要、✉229-3250@city.tsu.lg.jp)へ ※津市ホームページからも申し込み可

締め切り 10月31日(火)必着

※作品規定など詳しくは、文化振興課または各総合支所地域振興課、各公民館などにある作品募集要項でご確認ください。津市ホームページからもご覧いただけます。



市からのお知らせ

お知らせ

災害に遭った場合に市税を減免

市民税課

☎229-3130 FAX229-3331

資産税課

☎229-3132 FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、原則納期限の7日前までに「減免申請書」と「り災証明書」を提出してください。

内 容 被災の程度に応じた割合で減免

対 象

市・県民税

- 災害により、本人(同居の扶養親族を含む)が所有する住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、被災時における価格の3割以上であると認められる場合
- ※所得制限あり
- 災害により死亡した場合など

固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地
- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、被災時における価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産

都市計画の変更案の縦覧

都市政策課

☎229-3181 FAX229-3336

縦覧期間 7月4日(火)～18日(火)

内 容 津都市計画地区計画の変更(戸木・野田地区地区計画の決定)

縦覧場所 都市政策課

意見書の提出 7月4日(火)～25

日(火)に、区域内の土地所有者と利害関係人は意見書を提出できます。

第73回“社会を明るくする運動”

福祉政策課

☎229-3283 FAX229-3334

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれ

の立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

津市では市長を委員長として27機関・団体の代表者で構成する「津市推進委員会」が組織されており、7月3日(月)は近鉄津新町駅で、7日(金)は近鉄久居駅で啓発活動を実施します。※いずれも7時30分～8時30分

道路にはみ出した

せんてい 庭木などの剪定を

津北工事事務所

☎253-2272 FAX253-2273

津南工事事務所

☎254-5351 FAX255-5586

庭木の枝葉などが道路にはみ出していると、歩行者や車両の通行の妨げになるだけでなく、道路標識やカーブミラーが見えにくくなったり、街路灯の照明が遮られたりして、交通事故を起こす原因になります。

道路にはみ出した木の枝葉などは、各家庭・土地所有者で剪定してください。

フレイルの予防・改善に取り組みましょう～栄養パトロール事業～

フレイルとは、年齢を重ねるに従って、体や心の動きが弱くなった状態のことをいいます。この状態が長く続くと要介護状態に進行していきますが、早めに気づき適切な対策を取れば、機能維持や改善が期待できます。

フレイルの兆候

- ▶ **身体的フレイル**…体重が減った、転びやすくなったり
- ▶ **精神的フレイル**…趣味が楽しめなくなったり
- ▶ **社会的フレイル**…外出がおっくうになった



栄養パトロール事業を実施しています

津市では、保健師・歯科衛生士・管理栄養士などがフレイルチェックや健康相談に応じる栄養パトロール事業を行っています。

高齢者のフレイルを予防・改善するために一緒に考え、生活習慣の改善を目指します。



フレイルチェックとは

身体測定、握力測定、アンケートへの回答を通してフレイルの兆候を確認します。その結果から一人一人に合わせたフレイル予防や改善方法について一緒に考えます。

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX229-5001 中央保健センター ☎229-3164 FAX229-3287

募 集

みんなのPOP(ポップ)づくり コンテスト作品募集!

津図書館

☎229-3321 FAX229-1458

市立図書館や学校図書館に所蔵している本を紹介したPOPのコンテストを実施します。お薦めしたい本への思いを、1枚のカードで表現してみませんか。

応募方法など、詳しくは津市図書館ホームページをご覧ください。

対象 市内に在住・在勤・在学の人

募集期間 7月14日(金)～9月8日(金)



昨年の最優秀賞受賞作品

一志児童館地域交流会

一志児童館

☎・FAX293-0936

いきいきサロン「フレンド」と、夏の小物づくりを通して交流しませんか。

とき 7月29日(土)10時30分～

ところ 一志児童館

対象 市内に在住の高校生以下
(就学前の子どもは保護者同伴)

定員 10人

申し込み 電話で一志児童館へ

申込期間 7月18日(火)～28日(金)

三重短期大学

オープンキャンパス

三重短期大学大学総務課

☎232-2341 FAX232-9647

ミニ講義や、実験・実習、キャンパスツアー、個別相談会などを実施し、魅力を紹介します。参加申し込み等詳しくは、三重短期大学ホームページをご覧ください。

とき

- 7月15日(土) 食物栄養学科
- 7月16日(日) 生活科学科
- 7月17日(月・祝) 法経科第1部・第2部

いずれも13時～16時

ところ 同短期大学



つ・環境フェスタ出展者

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354

展示や体験、地産地消などを通して楽しく環境に触れる「つ・環境フェスタ」へ出展しませんか。

とき 10月21日(土)10時～15時

ところ メッセウイング・みえ

内容 環境をテーマとした展示・体験・地産地消・緑と花のブース

申し込み 申し込み

フォームから

締め切り 7月31日

(月)17時



美杉・安濃総合支所 木造住宅の耐震相談会

建築指導課

☎229-3187 FAX229-3366

木造住宅の耐震診断・耐震補強工事における補助制度・補強方法・費用などについて、相談会を開催します。ブロック塀等の撤去改修補助制度についてもご相談ください。

とき ①7月12日(水)10時～13時 ②7月26日(水)10時～13時

ところ ①市美杉庁舎1階ロビー
②市安濃庁舎1階ホール

申し込み 電話で建築指導課へ

7/21金～8/31木 市営屋外プールをオープン

	久居中央スポーツ公園内プール (スライダープール、流水プール、50mプール、幼児プール) 問い合わせ ☎256-8001(オープン期間中)	香良洲プール (25mプール、スライダー付小学校低学年用プール、幼児用プール) 問い合わせ ☎292-4306(オープン期間中)
時間	9時～17時	10時～16時
使用料	中学生以下220円、高校生以上440円、 回数券(11枚つづり)あり ※市外の人が使用する場合は2倍の額	小学生未満無料、小中学生50円、 高校生以上200円、回数券(12枚つづり)あり ※市外の人が使用する場合は2倍の額
注意事項	小学生以下は保護者の同伴が必要です(保護者1人につき、子ども3人まで可)。	

※天候などにより休業する場合があります。

※利用定員は設けませんが、混雑時はお待ちいただく場合があります。

※入水時はスイミングキャップの着用にご協力をお願いします。



問い合わせ 久居体育館 ☎255-6081 FAX255-2658 香良洲総合支所地域振興課 ☎292-4300 FAX292-4318

➤ 募 集

所蔵資料のリサイクル

三重短期大学附属図書館
☎232-2341 ☎232-9647

三重短期大学附属図書館では、除籍した図書などを無償でお譲りする所蔵資料のリサイクルを行っています。対象となる資料のリストは同図書館ホームページで公開します。申し込み方法など、詳しくは同図書館ホームページをご覧ください。

募集期間 8月1日(火)～31日

(木) ※8月18日(金) 
までは市内に在住・在勤・在学の人のみ 

夏休み親子水道教室

上下水道管理課
☎237-5811 ☎237-5819

施設の見学や実験などで水道水ができるまでを学んでみませんか。

と き 8月1日(火)9時30分～16時(雨天決行)

と こ ろ 片田浄水場ほか

対 象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定 員 抽選25組50人

費 用 500円／組

申しこみ はがきに住所、児童と保護者の氏名(ふりがな)、学校名、電話番号を記入し、上下水道管理課(〒514-0073 殿村5)へ
締め切り 7月18日(火)必着

7025@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月11日(火)必着
※この事業は「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用しています。



夏休み森と緑の親子塾

林業振興室

☎262-7025 ☎264-1000

と き 7月30日(日)10時～15時

と こ ろ 津市木材処理加工施設(道の駅美杉に隣接)

内 容 林業体験、木工教室など

対 象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定 員 抽選20組(1組3人まで)

持ち物 昼食、飲み物、タオル、帽子、レジャーシート、健康保険証

申しこみ はがき、またはファクス、Eメールで住所、参加者全員の氏名・学校名・学年・希望木工品(プランター、マガジンラック、木製掛時計、本立て、ランプシェードのいずれか)、電話番号を林業振興室(〒515-2603 白山町川口892、☎262-

歴史講座

教委生涯学習課

☎229-3248 ☎229-3257

と き 8月19日(土)10時～11時30分

と こ ろ 新町会館研修室1・2

演 題 津市内の伊勢参宮街道～「伊勢参宮名所図会」を題材として～

講 師 岡野友彦さん(皇學館大学文学部国史学科教授)

定 員 抽選60人

費 用 300円

申しこみ 直接窓口または、はがき、ファクス、Eメールで「歴史講座」と明記し、郵便番号、住所、氏名、電話番号を教委生涯学習課(〒514-0035 西丸之内37-8、☎229-3248@city.tsu.lg.jp)へ
締め切り 7月21日(金)

令和5年度 津市 保育のおしごと相談会

津市内の公立・私立保育園、こども園では、保育士、看護師、調理員など、保育の仕事に興味がある人を募集しています。津私立保育園協議会と共催する「保育のおしごと相談会」で保育の魅力を再発見してみませんか。



と き 7月18日(火)13時～15時

と こ ろ 立誠保育園

内 容 津市の保育園・こども園の概要の説明、保育園見学、復帰保育士によるお話など

対 象 保育士資格を持っていて現在保育士として働いていない人、保育園等での仕事に興味がある人など

定 員 15人程度

申しこみ 申し込みフォームから、または電話で子育て推進課へ

締め切り 7月14日(金)

※今年度は3回の開催を予定しています。日程など詳しくは津市ホームページをご覧ください。



申し込み
フォーム

保育士として復帰した先生の声

私立保育園 30代 保育士復帰1年目

6年前、子育ての時間を充実させたくて保育士の仕事を辞めました。

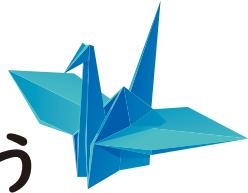
それから二人の子どもを育て、下の子が3歳になり仕事への復帰を考え始めた時、前勤務園の先輩に連絡をしました。職場の話などを聞いているうちに、保育士の仕事が自分にとってとても楽しくやりがいのある仕事であったことを思い出しました。

4月から勤務し、まだ戸惑うこともありますが、楽しい保育士生活と自分自身の生活の両立をしています。

問い合わせ 子育て推進課 ☎229-3167 ☎229-3451

7月15日～8月15日は平和を考える月間

戦争の悲惨さと平和の尊さを考えよう



問い合わせ 人権課 ☎229-3165 FAX229-3366

平和を考える市民のつどい

とき 7月29日(土)9時45分～16時20分

ところ 津リージョンプラザお城ホール

定員 先着各600人

＜第1部＞アニメ映画「うしろの正面だあれ」

時間 10時15分～12時(9時45分開場)



内容 主公の少女の生活は、日本が太平洋戦争に突入したことで一変する。東京大空襲により、一瞬のうちに全てを失ってしまった少女が絶望の中から立ち上がりしていく物語

＜第2部＞平和講話

時間 13時30分～14時10分(13時開場)

内容 被爆者の体験を次世代に語り継いでいくために、東京都国立市が養成した原爆体験伝承者が、広島被爆者(故人)から直接受け継いだ壮絶な被爆体験や平和への思いをお話します。

＜第3部＞映画「あの日のオルガン」

時間 14時20分～16時20分

内容 1944年の東京で、若手保育士たちが園児を連れて集団疎開を敢行した。幾多の困難を乗り越え、託された命を守り抜こうとするヒロインたちの奮闘を描いた真実の物語



津平和のための戦争展

とき 8月5日(土)・6日(日)9時30分～16時30分

ところ 津リージョンプラザ3階生活文化情報センター(展示室)

内容 津市の空襲時や戦時下の生活に関する展示

問い合わせ 同展実行委員会事務局担当(☎080-7701-6431)

ミニミニ原爆展

とき 8月5日(土)・6日(日)9時30分～16時30分

ところ 津リージョンプラザ3階生活文化情報センター(展示室)・ギャラリー

内容 日本非核宣言自治体協議会による被爆後の広島・長崎に関するポスターの展示

平和の折り鶴の展示

とき 8月5日(土)・6日(日)9時30分～16時30分

ところ 津リージョンプラザ3階生活文化情報センター(展示室)・ギャラリー

内容 広島平和記念公園内の「原爆の子の像」に捧げるために市民の皆さんから募集した平和の折り鶴を千羽鶴として展示します。

平和のための音楽会

とき 8月5日(土)14時～16時(13時30分開場)

ところ 津リージョンプラザお城ホール

内容 児童合唱、女声合唱、器楽合奏、邦楽合奏、声楽独唱(ソプラノとテノール)、ピアノ独奏

定員 600人

入場料 500円(協力金)

申し込み 電話で同音楽会実行委員会事務局担当(☎090-8863-9118)へ

原爆パネル展

地域	開催期間	ところ
津	8月5日(土)・6日(日)	津リージョンプラザ
久居	7月26日(水)～31日(月) 8月2日(水)～7日(月)	久居ふるさと文学館
河芸	8月1日(火)～7日(月) ※土・日曜日・祝日除く	市河芸庁舎
	8月8日(火)～15日(火)	河芸公民館
芸濃	8月1日(火)～15日(火)	芸濃総合文化センター
	8月1日(火)～15日(火)	市芸濃庁舎
美里	7月26日(水)～28日(金)	美里社会福祉センター
	8月1日(火)～6日(日)	美里文化センター
安濃	8月2日(木)～10日(木) 10月12日(木)～20日(金)	安濃中公民館
	7月19日(水)～31日(月)	川合公民館
一志	8月2日(木)～15日(火) ※土・日曜日・祝日除く	市一志庁舎
	7月26日(水)～28日(金)	白山市民会館
白山	来年3月31日(日)まで ※12月29日～1月3日 を除く	美杉総合文化センター



まちの情報ひろば

当事者間のトラブル等について、
市は一切関与しません

♪ イベント

**小津安二郎生誕120年記念
ぐるっと三重上映キャラバン
2023in美杉**
日 7月17日(月・祝)13時30分～
16時20分(13時開場) 場美杉総
合文化センター多目的ホール

時 間	内 容
13時30分～	映画解説
14時～	映画「晩春」上映 (1947年、108分)
15時50分～	座談会(参加希望の人のみ)

定300人

問彼岸花映画祭実行委員会担当仲
村(090-2619-1226)

合同企業説明会

就職氷河期世代を対象に10社
による企業説明会を開催します。
日 7月21日(金)13時～16時、22
日(土)10時～15時 場アスト津
5階ギャラリー1 対おおむね37
～52歳の人
問 おしごと広場みえ(222-
3309)

市民向け集会

なぜ再審法改正が必要か

日 7月22日(土)13時～17時 場
三重弁護士会館(丸之内養正町)
内ドキュメンタリー映画「約束～
名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生
涯～」の上映、鴨志田祐美さん
(大崎事件弁護団事務局長・弁護
士)による講演など ※詳しくは
三重弁護士会ホームページをご覧
ください。
問同会事務局(228-2232)

**津市民文化祭参加事業文化講演会
三重大学シリーズ～？「発見塾」～**
日 7月22日(土)13時30分～15時
場津リージョンプラザ3階第7会

議室 内川口敦子さん(三重大学
人文学部教授)による講演「キリ
シタン宣教師が観察した戦国時代
の話し言葉」 定50人程度
問津文化協会担当(090-1236-
1144)

全盲の奏者 伊藤静生

ハーモニカコンサート

日 8月2日(水)13時～(12時30分
開場) 場久居アルスプラザとき
の風ホール
問ひぐらしハーモニカ教室代表(2
223-2106)

募 集

伊勢本街道奥津宿ウォークとアマ ゴつかみ大会

日 7月23日(日)9
時～14時30分 場
JR名松線伊勢奥
津駅前観光案内交
流施設ひだまり前集合 内ボラン
ティアガイドと奥津宿の散策、ア
マゴつかみ 定先50人 費1,500
円(昼食代・保険料を含む)
申 7月10日(月)～17日(月・祝)に
伊勢本街道を活かした地域づくり
協議会(212-0168)へ



夏休みを満喫！親子で名松線魚つかみ

美杉地域の清流でアマゴつかみ
を楽しみませんか。親子で名松線
に乗って美杉の川を遊びつくそう！
日 7月29日(土)・30日(日)9時～
15時 場JR名松線伊勢奥津駅集
合(8時59分または11時2分同駅
着の名松線をご利用ください)
定先各30人程度 費1,000円(昼
食代・保険料を含む)

申 7月10日(月)～20日(木)に名松
線を守る会事務局(美杉総合支所
地域振興課内、272-8080)へ

世代交流ペタンク大会

日 8月1日(火)9時～12時 ※雨
天時は8月8日(火)に延期 場久

居スポーツ公園 対小学生以上

定先48人 費400円

申 7月10日(月)～21日(金)に所定
の申し込み用紙に必要事項を記入
の上、郵送または電話、ファックス
でAfterschool夢(〒514-1118
久居新町2809 コーポ新町
A101、090-253-4322)へ

世代交流モルック大会

日 8月7日(月)9時～12時 ※雨
天時は8月21日(月)に延期 場久
居スポーツ公園 対小学生以上
定先56人 費350円
申 7月17日(月・祝)～23日(日)に
電話またはEメールでパーシモン
津担当(070-4037-2037 persimmonz@ymail.ne.jp)へ

サマーキャンプスクール

日 8月5日(土)13時15分～6日
(日)11時30分 場津市青少年野外
活動センター(神戸) 内飯ごう炊
さん、カレー作り、キャンプファ
イアなど 対市内に在住の小学4
～6年生 定先50人 費2,500円
申 7月10日(月)～25日(火)8時
30分～17時に直接窓口または電
話で同センター(228-4025)へ
※窓口優先

鈴鹿高専夏季ものづくり体験教室

とき(8月)	テマ	定員 (抽選)
22日(火)・ 23日(水)	楽しい電子回路 工作	各16人
22日(火)・ 23日(水)	身のまわりのお もしろ化学実験	各32人
24日(木)・ 25日(金)	親子deポンポン 船	各16組
25日(金)	マイコン電子制 御	40人
25日(金)・ 26日(土)	機械工学のひと こま	各20人

場鈴鹿工業高等専門学校 対中
学生 費50円(保険料)

申 7月7日(金)～24日(月)に同校
ホームページから
問同校総務課(059-368-1717)

三重大学工学部技術部 夏休みものづくり・体験セミナー

とき(8月)	テーマ	定員(抽選)
1日(火)10時～16時	ピンホールカメラを手作りして写真を撮ろう	3人
3日(木)10時～16時	伊勢型紙を切り抜いて写真立てに銀を蒸着しよう	3人
3日(木)13時～17時	3Dプリンタものづくり体験	8人
4日(金)13時30分～16時30分	液晶って何だろう？	6人
9日(水)10時～12時	音の正体ってなんだ 音を使った工作実験	8人
9日(水)13時～16時	ブラックライトで光るものを作ろう！	6人

場 三重大学工学部(栗真町屋町)

対 小学5年生～中学生

申 7月19日(水)までに同学部技術部ホームページから

問 同学部(231-9475)

健 康

第267回住民健康講座「歯とからだの健康」

日 7月13日(木)14時～15時 場

久居アルスプラザときの風ホール
内藤田耕さん(こう歯科院長)による講演
問 久居一志地区医師会(255-3155)

フレンテみえ2階セミナー室B
(県総合文化センター内) 対 介護や認知症に関心がある人、認知症の人やその家族など 定 15～20人 費 300円
問 みどりの丘集いの会担当(090-7676-3954)



無料相談

一日合同相談(無料・秘密厳守)

日 7月21日(金)10時20分～12時、13時～15時15分 ※



受け付けは10時～15時 場 久居総合福祉会館南館3階レクリエーションホール 内 弁護士、税理士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政相談委員(市政相談員)、消費生活相談員による相談(1人30分以内) ※弁護士による相談(定先14人)、税理士・司法書士による相談(定先各7人)は事前予約が必要です。

申 7月7日(金)8時30分から地域連携課(229-3105)へ

スポーツ通信

対 市内に在住・在勤・在学の人

申 ①②…各競技団体へ申し込み、
③～⑥…津市スポーツ協会(メツ

■津市民体育大会

種目	とき	ところ	対象	定員(先着)	申込期間
① 軟式野球 (中学生の部)	8月11日(金・祝)～13日(日)・26日(土)	安濃中央総合公園内野球場、芸濃グラウンド他	中学1・2年生	21チーム	7月14日(金)～29日(土)
② バスケットボール (一般の部)	8月13日・20日・27日いずれも日曜日	安濃中央総合公園内体育館、サオリーナ	津市バスケットボール協会加盟チームに所属の高校生以上	上限なし	7月7日(金)～28日(金)

■津市民スポーツ教室

種目	とき	ところ	対象	定員(先着)	申込期間
③ 少林寺拳法	8月5日(土)17:00～18:00	三重津東道院(栗真小川町)	小学生以上	各10人	7月10日(月)～31日(月)
④ 少林寺拳法	8月5日(土)19:00～20:30	三重白山道院(一志町井生)			
⑤ バドミントン	8月26日(土)・27日(日)いずれも9:00～16:00	サオリーナ サブアリーナ	市内中学校 バドミントン部	上限なし	7月10日(月)～8月4日(金)
⑥ スポーツウエルネス 吹矢	9月3日(日) ①10:00～11:30 ②13:30～15:00	サオリーナ サブアリーナ	小学4年生以上 (①初心者・経験者 ②経験者)	各50人	7月10日(月)～8月16日(水)

会にお問い合わせいただき、同協会ホームページをご覧ください。

問 同協会(273-5522)

時代を映す保育の現場

津市長 前葉 泰幸



2022年の人口動態統計によると、女性1人が生涯に産む子どもの推定人数「合計特殊出生率」は過去最低に並ぶ1.26、出生数は77万747人と、統計開始以来初の80万人割れとなりました。

新型コロナウイルスの感染拡大による出産控えも影響し、想定を超えるスピードで少子化が進む一方で、共働き世帯が専業主婦世帯の2倍を超すなど、逆に保育を必要とする子どもの数は急激に増加しています。

■合併後初の待機児童

本年4月、合併以来、待機児童ゼロを続けてきた津市に初めて待機児童が発生しました。その数57人。全員が1歳児です。

一般的にどこの都市でも、育児休業期間後の職場復帰のために預け入れを開始する1歳児の入所は競争率が高い傾向があります。働く親にとって就労の継続はキャリア的にも経済的にも死活問題であり、将来への不安を取り除くためにも1歳で確実に保育園に入所できる環境を整えることが何より重要です。津市は、私立保育園の園舎の新增築や6つの市立こども園の開園など施設整備を進め、16年間で保育定員を1,572人分増やしてきました。

■社会問題化する保育士不足

ところが、ここ数年、私立保育園において募集した数の保育士を採用できない事態が生じるようになってきました。保育園に通う子どもの数が増え続けているのに対し、養成される保育士の数は変わらないため需給のバランスが崩れてきたのです。

採用活動に努める園と市が保育士の職場復帰セミナーを共催するなど、保育士資格をお持ちで離職中の方向けに再就職支援も行ってきましたが、令和元年度から4年度までの私立保育園における保育士の採用者数は239人と、募集人数320人の74.7%にとどまる厳しい結果となりました。

この影響が大きいのは0～2歳児です。保育士1人が保育可能な子どもの数は0歳児が3人、1歳児5人、2歳児6人と、3歳児の20人、4・5歳児の30人に比べ手厚い保育を必要とするからです。

今年4月の保育園申込者数1,509人のうち1歳児は736人と、前年より104人も増えています。たとえ定員に余裕があっても、保育士の配置基準の観点から園側が受け入れることができたのは増加分の半数が精一杯で、57人が待機児童となってしまいました。

申し込みが集中する1歳児の受け入れを確実にするためにも、保育士の確保が急務です。津市では、高田短期大学と三重大学で合わせて毎年130人ほどの学生が保育士資格を取って卒業します。この方々に津市の私立保育園に就職していただけるよう、また、市外で学ぶ方々が津市に戻ってきてくださるよう就職支援金の制度を創設するため、津市議会に提案した6月補正予算案に関連する経費を盛り込みました。

■保育士が長く働ける職場に

予算案には1,000万円を計上し、来年度から、津市で新たに保育士、保育教諭、幼稚園教諭として私立の保育園、こども園、小規模保育施設、幼稚園に就職し

た方に10万円、1年間継続勤務された時点でさらに10万円を支給することとします。

保育士の待遇改善を人材確保につなげようとする自治体が増えてきています。保育を志す方が津市で働く選択をしてくださることを願っています。

■時代に合わなくなつたルール

保育の現場が抱えるもう一つの課題は、使用済み紙おむつの持ち帰りルールです。

「便による体調管理」、「ゴミ回収までの使用済み紙おむつの保管場所と処分費用」などの理由から、布おむつを使っていた時代の古い慣習が見直されないまま現在も続いています。これにより、重たい荷物を子どもを抱えて送迎する保護者にも、取り替えた紙おむつを一人一人間違わないよう振り分ける保育士にも相当の負担が生じています。

臭いの問題もあり、送迎に公共交通機関を利用する都市部を中心に園廃棄への移行が進んでいますが、津市立の25ある全ての保育園、こども園では、原則として使用済み紙おむつは保護者にお持ち帰り願って家庭ごみとして処分していただいている。私立でも39のうち10の園では今も持ち帰っているのが実情です。

■福祉を担う保育園経営の難しさ

多くの保護者を悩ませてきた持ち帰りルールの見直しがなかなか進まなかったことには理由があります。保育は児童福祉の重要な領域として、運営費用の多くは国の社会保障の財源が充てられていますが、使用済み紙おむつの保管と処分にかかる費用は公定価格に含まれていないからです。

そこで、使用済み紙おむつを一時的に保管するごみ回収ボックスの設置に、国の補助制度を活用することにしました。予算案に計上した776万円は、ご希望をいただいた私立34園分の補助金および津市立25園分の購入にかかる経費です。

使用済み紙おむつは保護者が持ち帰れば家庭ごみとして津市が無料で回収します。園廃棄の場合でも市立の園は現行の公共施設ごみ回収ルートに乗せて市職員や委託業者が可燃ごみと併せて収集することが可能ですが、私立の場合、事業系一般廃棄物として処理費用が必要になります。

厚生労働省の全国調査によると、多くの私立園が自らの運営費の中でやりくりする一方で、保護者から月200～300円程度の実費を徴収している園もあるようです。しかし、津市の私立の園あるいはその保護者に紙おむつの廃棄にかかる費用を新たにご負担願うのは難しいと判断しました。

■負担を減らし子育てしやすいまちに

津市は、三重県下で初めて、使用済み紙おむつの回収処分に補助金制度を創設することとし、3歳未満児を受け入れている38園の処理費用とゴミ袋代などを児童1人当たり1カ月250円分支援する経費386万円を予算案に盛り込みました。

■こどもたちのためにもっとできること

議会の予算議決が得られれば、支援金は現在就職活動中の来年春採用の方から支給し、使用済み紙おむつの持ち帰り廃止は直ちに実行に移してまいります。

今後はさらに、こどもと妊産婦の医療費助成の拡充や子育て応援ヘルパーの派遣など、よりきめ細かい津市独自のこども・子育て政策を広く深く展開できるよう、鋭意検討を進めてまいります。

国保だより

令和5年7月1日発行

令和5年第3号

保険医療助成課

229-3160 FAX 229-5001

国民健康保険料納入通知書の送付

国民健康保険(以下「国保」)の令和5年度保険料納入通知書は、7月7日(金)から順次、加入世帯の世帯主宛てに送付する予定です。

保険料の納付義務者は世帯主

世帯主に国保の資格がない場合でも、その世帯の世帯員が国保に加入しているときは、当該世帯主を国保の世帯主とし、国保各種の届け出義務と国民健康保険料(以下「保険料」)の納付義務を負い、国保の給付を受ける権利があります。

年間保険料の計算方法

国民健康保険料 = ①医療分保険料 +

②後期高齢者支援分保険料 + ③介護分保険料

①医療分保険料

$$\text{医療分保険料 (限度額65万円)} = \text{A 所得割額 (料率8.0\%)} + \text{B 被保険者均等割額 1人2万9,100円} + \text{C 世帯別平等割額 1世帯2万1,600円}$$

②後期高齢者支援分保険料

$$\text{後期高齢者支援分保険料 (限度額22万円)} = \text{D 所得割額 (料率2.9\%)} + \text{E 被保険者均等割額 1人1万500円} + \text{F 世帯別平等割額 1世帯7,600円}$$

③介護分保険料

$$\text{介護分保険料 (限度額17万円)} = \text{G 所得割額 (料率2.9\%)} + \text{H 被保険者均等割額 1人1万2,500円} + \text{I 世帯別平等割額 1世帯6,000円}$$

※介護分保険料(介護保険第2号被保険者分)は、加入世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合に掛かります。

所得割額の計算方法

所得割額 = 基準総所得金額 × 所得割率

※基準総所得金額…前年の総所得金額等から市民税の基礎控除額を差し引いた額(前年の総所得金額等が43万円以下の場合は0円)で、加入者全員分をそれぞれ算出し、合算します。

総所得金額等は、市民税の総所得金額等と以下の点で取り扱いが異なりますのでご注意ください。

- ・退職所得は含めない
- ・分離課税の所得は特別控除後の金額とする
- ・雑損失の繰越控除は控除しない

保険料の計算例



配偶者38歳

前年中の収入は給与収入
103万円(給与所得48万円)
基準総所得金額は48万円
-43万円=5万円

世帯主42歳

前年中の収入は給与収入
250万円(給与所得167万円)
基準総所得金額は167万円
-43万円=124万円

①医療分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

A 所得割額 $(124\text{万円} + 5\text{万円}) \times 8.0\% = 10\text{万3,200円}$

B 被保険者均等割額 $2\text{万9,100円} \times 3\text{人分} = 8\text{万7,300円}$

C 世帯別平等割額 1世帯につき2万1,600円

A + B + C = 21万2,100円

②後期高齢者支援分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

D 所得割額 $(124\text{万円} + 5\text{万円}) \times 2.9\% = 3\text{万7,410円}$

E 被保険者均等割額 1万500円×3人分=3万1,500円

F 世帯別平等割額 1世帯につき7,600円

D + E + F = 7万6,510円

③介護分保険料

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に掛かります。

G 所得割額 $124\text{万円} \times 2.9\% = 3\text{万5,960円}$

H 被保険者均等割額 1万2,500円×1人分=1万2,500円

I 世帯別平等割額 1世帯につき6,000円

G + H + I = 5万4,460円

① 21万2,100円 + ② 7万6,510円 + ③ 5万4,460円 = 国民健康保険料 34万3,070円

保険料の軽減

所得の合算額が一定額以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援分および介護分の被保険者均等割額と世帯別平等割額の合算額を軽減します。

軽減割合	被保険者世帯にかかる所得合算額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+29万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+53万5,000円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※所得割額は軽減となりません。

※軽減の判定は、前年中の所得により行いますので、所得の申告をしている人は特に手続きは必要ありません。

未就学児の被保険者均等割額の減額

就学前まで*の被保険者がいる場合、当該被保険者に対する医療分および後期高齢者支援分の被保険者均等割額を、5割(軽減対象者については、軽減後の額の5割)減額します。

*6歳に達する日以降で最初の3月31日(4月1日が誕生日の場合は、その前日)まで

保険料の納付方法

普通徴収

保険料は、特別徴収(年金天引き)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	8月 31日	10月 2日	10月 31日	11月 30日	12月 25日	来年 1月 31日	来年 2月 29日	来年 4月 1日

*各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、該当日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人(今年度内に75歳に到達する人を除く)は、保険料を年金から差し引いて納めていただくことになります。

- ・世帯主が国保の被保険者
- ・特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料の1回当たりの合計徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない
- ・世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	来年2月

◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

徴収月	普通徴収で納付			特別徴収で納付			
	第1期	第2期	第3期	徴収月	10月	12月	来年2月
納期限	7月 31日	8月 31日	10月 2日				

特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、納入通知書または国民健康保険被保険者証のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津市市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。

納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいがちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に本店や支店のある金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口へ、納入通知書と通帳、金融機関届け出印を持参の上、お申し込みください。申し込みをした月の翌月末納期限以降の保険料から口座振替を開始します。

国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に「令和5年度(令和4年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。収入の有無にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと所得が不明となり、保険料の軽減などの措置や適正な医療給付が受けられないことがあります。

お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳とは、あなたが使っている薬を記録するための手帳です。医療機関や薬局に行く際には必ず持参しましょう。また、お薬手帳は薬局ごとに持たず、1冊にまとめましょう。



お薬手帳のメリット

- ・薬の重複や不適切な飲み合わせを防ぐことができる
- ・現在までの薬剤処方履歴、副作用歴、アレルギーなどが明確に伝えられる
- ・災害時などに服用中の薬が分かる

津市国民健康保険加入中の40～74歳の人へ

特定健康診査を受けましょう

対象者(長期入院、施設入所者などを除く)に、6月末から特定健康診査の受診券を順次送付しています。詳しくは、受診券に同封の案内または6月16日発行の広報津と同時期に配布の「令和5年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。通院中の人も対象になりますので、かかりつけ医にご相談ください。

ただし、感染症の流行や気象警報の発表などにより中止または変更する場合があります。特定健康診査の実施状況は津市ホームページでご確認いただくか、以下までお問い合わせください。

問い合わせ 保険医療助成課保険担当(特定健診)

229-3317 FAX229-5001

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和5年7月1日発行

令和5年 第3号

環境政策課

229-3139 FAX229-3354



》大型家具などのごみ出しでお困りの人へ

大型家具などをごみ一時集積所まで出すことが困難な世帯に対して、市職員が自宅まで無料で収集に伺います。

対象世帯 要支援認定者、要介護認定者、障がい者、

または75歳以上の人のみで構成される世帯

※上記以外の同居人がいる場合や、施設に入所するなどし生活実態のない場合、引っ越しに伴う片付けの場合は対象にはなりません。

申し込みから収集までの流れ

市民
(対象世帯)

申し込み

環境政策課(229-3258)または各総合支所地域振興課へ

津市
(環境政策課、環境事業課)

受け付け

対象者、収集家具
などの確認

収集日時調整

申込者と調整し、
収集日時を決定

収集

市職員が申込者の
自宅に伺い収集



》生ごみ処理機等購入費補助金

ごみの排出の抑制や減量を推進するため、生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費(本体価格)の一部を補助しています。

対象 市内に在住で、過去6年以内に本補助制度を受けていない人

補助金額 生ごみ処理機…購入金額の2分の1(上限2万5,000円)、コンポスト容器…購入金額の2分の1(上限3,000円) ※1世帯につき1基を限度とし予算がなくなり次第終了。送料などは補

助対象外

申し込み 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請書・請求書に必要事項を記入の上、領収書(購入者氏名、購入年月日、購入金額、商品名、販売店名が記載されているもの)、メーカーの保証書または本体の写真を持参し提出

申込期限 購入した日の翌日から60日以内



》生ごみ処理機貸与事業

家庭への生ごみ処理機導入を促進するため、無料で生ごみ処理機の貸し出しを行っています。

対象 市内に在住で、貸し出し後にアンケート調査に協力できる人(1世帯につき1基まで)

期間 1カ月

申し込み 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入の上、本人確認書類の写し(マイナンバーカードまたは運転免

許証、健康保険証など)を提出 ※詳しくは津市ホームページをご覧ください。



貸与機器の一例



» 危険ごみは品目別に分けて捨てましょう

危険ごみ(3カ月に1回収集)は、品目別に透明または半透明の袋に入れて出してください。

また、収集時間の遅れや火災に繋がる可能性がありますので、以下のとおり正しい捨て方を確認しましょう。



危険ごみの捨て方

蛍光管



割れないように、入っていた箱や筒または透明・半透明の袋に入れて出してください。

卓上カセットボンベ・スプレー缶



穴を開けずに出せますが、できる限り中身を使い切ってください。
※穴を開けると金属ごみの日に出せます。

水銀式体温計



割れないようになるべく付属の容器に入れ、透明または半透明の袋に入れて出してください。

使い捨てライター



できる限り中身を使い切ってください。

充電式電池

写真のように、必ず端子部分をビニールテープなどで覆った状態で、透明または半透明の袋に入れて出してください。



乾電池・ボタン電池



危険ごみと間違えやすいもの

赤色温度計



電球、ナツメ球、グロー球、LED電球



燃やせないごみの日に出してください

使い捨てカミソリ、
替え刃



包丁



※刃の部分を紙などで包んだ状態で、透明または半透明の袋に入れて出してください。

金属ごみの日に出してください



» 不法投棄に注意しましょう

津市では、不法投棄に関して年間129件の対応をしています(令和3年度実績)。その中でも特に多いのが、家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)です。

津市では不法投棄対策として、監視カメラの設置や警告看板の設置、不法投棄防止環境パトロールを実施していますが、令和3年度には約300台の家電4品目の不法投棄を確認しています。

公共マナーを無視した身勝手な行動により、土地の所有者(管理者)や市民の皆さんに迷惑をかける行為は許されません。きれいな津市を維持していくためにも、次の項目について皆さんのご協力をお願いします。



不法投棄防止環境パトロールの様子



不法投棄禁止看板



監視カメラ

不法投棄されにくい環境をつくりましょう

農道や山林の道路脇、河川敷、公園など、人目につかない場所への家電製品等の粗大ごみや家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみの不法投棄が後を絶ちません。

津市では不法投棄者が判明した場合、投棄者自身で処理するよう指導していますが、投棄者が不明の場合は土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。土地の所有者(管理者)の皆さんには、不法投棄されにくい環境をつくるため、右記のような方法で自己防衛をしましょう。



不法投棄された洗濯機



不法投棄された廃棄物

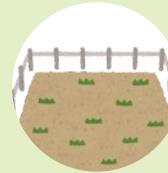
適正な管理で不法投棄を防止！



見回りを定期的に行って、不法投棄され投棄者が特定できない場合は早急にごみを撤去する。



草刈り・剪定などを定期的に行い、見通しのよいきれいな状態を維持する。



周囲や入口にロープを張ったり、柵を作ったりするなど防止対策を行う。

不法投棄を見つけたら連絡を！

ごみの投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)を環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいに住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ

- 環境政策課 ☎ 229-3258
- 津警察署 ☎ 213-0110
- 津南警察署 ☎ 254-0110





» 太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業

参加登録期間は9月13日(水)まで

三重県では、太陽光パネル・蓄電池をみんなで安価に購入する共同購入の参加者を募集しています。

「みんなのおうちに太陽光」は多くの人が一緒に安心して「太陽光パネル」や「蓄電池」を購入・設置できる共同購入キャンペーンです。

電気代高騰への対策になり、環境にもやさしく、さらに災害時にも役立つ電気の導入を検討しませんか？

オンライン説明会もありますので、詳しくは特設ホームページをご覧いただけます。相談窓口にお問い合わせください。



みんなの
おうちに
太陽光



特設ホームページ

HP 三重 みんなのおうちに太陽光

検索

相談窓口

三重みんなのおうちに太陽光事務局
(0120-728-300) ※土・日曜日、祝・休日を除く10時～18時



» 空き家の早期利活用のススメ

早い段階で利活用の決断を

空き家を所有していると敷地の除草や庭木の剪定、建物が破損した場合の改修など、維持管理のための費用が必要となります。また、人が住まなくなってしまった家は老朽化が早まる傾向にあり、利活用も難しくなります。早い段階で以下のような取り組みを考えましょう。

売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、売却する・賃貸に出すなどの利活用を考えましょう。住宅を売却する場合などは、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

除却(解体)する

すでに老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむような場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。



所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、権利関係(登記など)をはじめ、売却・リフォーム・解体など専門的な知識が必要です。津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、所有する空き家のお悩みや心配事の解決に取り組んでいますので、ご相談ください。



相談窓口

- 環境保全課(229-3398)または各総合支所地域振興課
- 空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、227-5018) ※土・日曜日、祝・休日を除く9時～12時、13時～17時



» 空き地を所有している人へ

空き地は適正管理を怠ると雑草が繁茂したり樹木が自生するなどし、害虫の発生やごみの不法投棄を誘発する恐れがあります。

きれいなまちを維持するため、空き地の所有者は適正な管理をお願いします。

雑草対策

- 適切な時期、頻度での刈り取り

- 防草シートの施工

※刈り取った雑草は風で飛ぶことがあるので、放置せず適切に処分してください。

国民年金からのお知らせ

令和5年7月1日発行

保険医療助成課

229-3162 FAX 229-5001

令和5年度の国民年金保険料

令和5年4月～令和6年3月の国民年金保険料(以下「保険料」)は、月額1万6,520円です。

支払い方法は、納付書払いのほか、申し込みをすることで口座振替やクレジットカード納付によるこどもできます。なお、納付書を使用したスマートフォンアプリでの電子決済も可能です。

前納により、下表のとおり保険料の割引があります。なお、申込期限がありますので、詳しくは保険医療助成課または津年金事務所(228-9112)にお問い合わせください。

令和5年度の場合 ※令和6年度の保険料は月額1万6,980円

	納付書払い・ クレジットカード納付	口座振替
毎月納付額	1万6,520円	1万6,520円
6カ月前納額	9万8,310円 (810円の割引)	9万7,990円 (1,130円の割引)
1年前納額	19万4,720円 (3,520円の割引)	19万4,090円 (4,150円の割引)
2年前納額	38万7,170円 (14,830円の割引)	38万5,900円 (16,100円の割引)

保険料の免除・納付猶予申請

学生、失業、災害、所得が少ないなどで、保険料を納めることができない場合に、所得の基準を満たせば保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。なお、産前産後期間は、届出により所得に関わらず保険料が免除されます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなかったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなかったりする場合があります。

免除などの種類

免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

産前産後期間免除(平成31年2月以降の出産が対象)

妊娠婦で出産予定日の前月から4カ月間(多胎の場合には3カ月前から6カ月間) ※所得制限なし

免除などの所得の基準(令和3年度以降)

所得の基準は、次表のとおりです。

区分	所得の基準 (前年所得が下の計算式で計算した金額の範囲内)	
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円 障がい者、寡婦およびひとり親の場合は上記金額または135万円	
一部免除	3/4免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	
学生納付特例	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
産前産後期間免除	所得制限なし	

災害や失業等を理由とした特例免除

前年所得が多い場合でも所得に関わらず災害や失業等のあった月の前月から免除が受けられます。ただし、世帯主や配偶者が所得基準を満たしているか、失業等の特例に該当している必要があります。

免除などの申請手続き

- 申請時点の2年1カ月前の期間まで申請できます(産前産後期間免除に申請期限はありません)。
- 申請可能期間内に50歳に到達する時は、50歳到達月の前月までが納付猶予の対象期間です。
- 災害や失業などによる特例免除の対象期間は、その該当月の前月から翌々年の6月までです。

持参するもの

- マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書(年金手帳)

※失業を理由とする申請の場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し

※学生納付特例申請の場合は、在学証明書の原本または学生証の写し(在学期間が裏面に記載されている場合は両面の写し)

※産前産後期間免除該当届の場合は、出産予定日の分かるもの

申請先 保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)または津年金事務所(228-9112)

■ 免除などと未納は違います

「全額免除・一部免除」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
		受給資格期間への算入	年金額への反映 反映割合	受給資格期間への算入
全額免除		○	○ 1/2(1/3)	○
一部免除	3/4免除	○	○ 5/8(1/2)	○
	半額免除	○	○ 6/8(2/3)	○
	1/4免除	○	○ 7/8(5/6)	○
納付猶予		○	×	○
学生納付特例		○	×	○
産前産後免除		○	○	○
未納		×	×	×

※一部免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付していることが必要です。反映割合の内には、平成21年3月以前の免除期間の割合です。

■ 付加保険料で受給額を上乗せ

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数です。

ただし、付加保険料の納付を開始できるのは申請月分からであり、過去の分について申請することはできません。また、保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納めることはできません。

例 付加保険料を10年間納めると…

付加保険料額

$$400\text{円} \times 12\text{カ月} \times 10\text{年} = 4\text{万}8,000\text{円} \quad (\text{総額})$$

受給額

$$200\text{円} \times 12\text{カ月} \times 10\text{年} = 2\text{万}4,000\text{円} \quad (\text{年額})$$

年金受給開始後2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金を受け取れます。なお、付加年金は定額のため物価スライド(増額・減額)はありません。

申請先 保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

■ 保険料を追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、原則古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

申請先 津年金事務所(☎228-9112)

■ 高齢任意加入制度

60歳までに受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額にするか満額に近づけることもできます。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。

持参するもの マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書(年金手帳)、通帳、金融機関届け出印
申請先 保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)、津年金事務所(☎228-9112)

■ 年金加入記録の照会

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004(音声案内)

基礎年金番号に基づき、加入記録、納付記録、免除申請の有無などを電話で確認することができます。
※基礎年金番号が不明の場合は照会できません。

■ マイナポータルで電子申請できます

第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請は、マイナポータルから電子申請が可能です。24時間365日スマートフォンからも申請でき、処理状況や申請結果も確認できます。



電子申請には事前にマイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧いただくか、ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)にお問い合わせください。

HP 日本年金機構

検索